

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第10号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 新潟市職員退職手当支給条例(昭和28年新潟市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(新潟市附属機関設置条例の一部改正)

第2条 新潟市附属機関設置条例(昭和35年新潟市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(新潟市市税条例の一部改正)

第3条 新潟市市税条例(昭和37年新潟市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(新潟市情報公開条例の一部改正)

第4条 新潟市情報公開条例(昭和61年新潟市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「第9条第1項に規定する決定」を「公開決定等又は公開請求に係る不作為」に、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「決定を」を「裁決を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（新潟市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第5条 新潟市固定資産評価審査委員会条例（平成9年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「各1通」を「2通」に改め、同条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2） 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失った場合は、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があった場合は、これを市長に送付しなければならない。

第10条第1項中「前2条」を「前3条」に改める。

第11条第1項中「決定書」を「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書」に改め、同条に次の各号を加える。

（1） 主文

（2） 事案の概要

（3） 審査申出人及び市長の主張の要旨

（4） 理由

（新潟市個人情報保護条例の一部改正）

第6条 新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第27条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「第17条第1項、第21条第1項又は」を「開示決定等若しくは第21条第1項若しくは」に改め、「規定する決定」の次に「又は開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「決定を」を「裁決を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 開示決定等若しくは第21条第1項若しくは第25条第2項に規定する決定又は開示請求，訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については，行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は，適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる不服申立てであって，この条例の施行前にされた処分又は不作為に係るものについては，なお従前の例による。